

青森県報

第千百十二号

令和八年
九月二日
(水曜日)

目次

告 示

- 最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付等業務委託の支出に関する事務の委託.....(健康医療福祉政策課).....一
- 証紙売りさばきの廃止.....(会計管理課).....一
- 公 告

- 建設業者の営業の停止.....(監理課).....二
- 建設業者の許可の取消し.....(東青県土整備事務所).....二
- 同.....(中南県土整備事務所).....三
- 同.....(三八県土整備事務所).....三
- 同.....(同).....三
- 同.....(同).....四
- 同.....(同).....四
- 同.....(同).....五
- 同.....(同).....五
- 同.....(同).....五
- 砂利採取業務主任者試験の施行.....(河川砂防課).....五

告

示

青森県告示第四百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付等業務運営共同体	青森市第二間屋町一丁目三の三	令和 八・八・六	令和 八・八・三

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付等業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和八年八月二十一日から令和九年三月三十一日まで

青森県告示第四百六十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和八年八月十日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

八戸市類家一丁目一の四四
於本自動車学校株式会社

公 告

二 売りさばき場所

八戸市類家一丁目一の四四

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 大成産業株式会社

二 代表者の氏名 長谷川哲哉

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字浅井字色吉二〇七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第一二四七九号

五 営業の停止を命じた年月日 令和八年八月二十六日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から青森県の区域内におけるとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

令和八年九月二日から同年十二月三十日までの百二十日間

八 営業の停止を命ずる原因となった事実

前記建設業者の建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三条に規定する使用人であったと認められる者が、その業務に関し、刑法（明治四十年法律第四十五号）に違反したことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第三号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 イーエフアイ株式会社

二 代表者の氏名 工藤伊吹

三 主たる営業所の所在地 青森市大字野尻字今田五三の三

四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第一〇〇九五五号

五 取消年月日 令和八年七月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社QAREL

二 代表者の氏名 青木利厚

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浦町字奥野三五二の九

四 許可番号 青森県知事許可（般一七）第一〇一一六三号

五 取消年月日 令和八年七月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年七月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社宮川建設

二 代表者の氏名 宮川一二

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字垂柳字永田二六の六

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一四二八五号

五 取消年月日 令和八年七月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

る。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社板橋工業

二 代表者の氏名 板橋一幸

三 主たる営業所の所在地 八戸市長者二丁目七の五の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第三〇〇八三六号

五 取消年月日 令和八年八月五日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社尾崎工務店

二 代表者の氏名 尾崎義武

三 主たる営業所の所在地 八戸市松ヶ丘二一の三

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第一五四五七号

五 取消年月日 令和八年八月五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社佐京海事興業

二 代表者の氏名 佐京忠大

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字追仏字追立窪九

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第九六六二号

五 取消年月日 令和八年八月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社K―NEXT

二 代表者の氏名 川口忠男

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町川端三八の二

四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第五〇〇七六一号

五 取消年月日 令和八年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年六月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社赤佳建設

二 代表者の氏名 赤坂恵子

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字奥瀬字前田二八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―七）第七四七七号

五 取消年月日 令和八年八月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年六月十八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

青森県知事 宮 下 宗一郎

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 田嶋建設株式会社

二 代表者の氏名 田嶋浩司

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字上平一八四の四

四 許可番号 青森県知事許可（般―五）第六三六二号

五 取消年月日 令和八年八月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年四月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 M J ― f i r s t 企画

二 氏名 田澤順一

三 主たる営業所の所在地 むつ市松原町二の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般―六）第六〇〇二三七号

五 取消年月日 令和八年七月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和八年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

砂利採取業務主任者試験の施行

令和八年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

令和八年九月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の期日及び場所

1 期日等 令和八年十一月十三日（金）午前十時から正午まで

2 場 所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

令和八年九月二十四日（木）から同年十月七日（水）まで（郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一 県庁北棟三階

青森県県土整備部河川砂防課水政グループ

五 提出書類

- 1 受験願書 一通
- 2 写真 一枚(写真の大きさは、縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像とし、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)
- 六 受験手数料
七千六百円(青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼り付けて納入する。消印してはならない。)
- 七 その他
- 1 受験願書用の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課及び各県土整備事務所において配布することにも、青森県ホームページ (<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/index.html>) において入手することができる。
- 2 受験願書の用紙の郵送を希望する場合は、返送先を明記し、百十円分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封し、青森県県土整備部河川砂防課に送付すること。
- 3 出願者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭